

地方自治法施行令の一部を改正する政令(案)に対する意見募集の結果

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	<p>月割計算すると25万円となるから、現時点における請負規制除外の基準としては妥当であると考えているため、改正案に賛成する。 ただ、法施行後も規定の運用状況を定期的に確認し、必要があれば基準額の見直しを行っていただきたい。</p>	<p>ご意見として承りたいと思います。</p>	<p>無</p>
2	<p>・場所 2. 上限額</p> <p>・意見 上限額は100万円にしてはどうか。</p> <p>・理由 議員を甘やかしてはならない、と思うから、です。</p>	<p>普通地方公共団体の議会の議員が、当該普通地方公共団体から支払を受ける請負の対価の総額の上限額は、多様な人材の確保と議会運営の公正、事務執行の適正の確保の観点から適当な額を定めることが必要であると考えており、具体的には、個人企業の年間売上高の全国平均の2割程度の水準である「300万円」とすることが適当と考えております。</p>	<p>無</p>
3	<p>「各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から」は、一般人には理解困難ですので、わかりやすくご説明いただけると助かります。</p>	<p>いただいた御意見は、地方自治法の一部を改正する法律(令和4年法律第101号。以下「改正法」という。)に関するものであり、本意見募集の対象外ですが、ご意見として承りたいと思います。 なお、改正法における請負の対価の総額の上限額の考え方について、改正法の提案者から「多様な人材の確保と、それから、議会運営の公正、事務執行の適正の確保の両面で見、ふさわしい額を定めることが必要である」と答弁されております(衆議院総務委員会議録抜粋(令和4年12月6日))。</p>	<p>無</p>
4	<p>本改正に反対である。 そもそも法律改正からして賛成でないが、300万円は議員個人が請負を行う事務などにおいては過度な額になるものと考えている。 議員としての活動を行いつつの事務であるのであるし、その両方に悪影響を与える恐れがあるので、好ましくないと考える。 国民としては、100万円程度あるいはそれ以下が適切と考える。 (300万円というような額を用いての事務については、事業者に委託等を行うのが適切ではないかと考える。100万円程度というのが議員の議員としての活動のバランスを崩さないような適切な額ではないかと考える。(また、300万円ではモラル的な問題の発生も多くなるのではないかと危惧する。容易な事務を親族に行わせるなどして利得を得ようなどとする問題が増加するのではないかと考える(基本として、そういう事態は、全然好ましくないものである事を述べておく。))</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>普通地方公共団体の議会の議員が、当該普通地方公共団体から支払を受ける請負の対価の総額の上限額は、多様な人材の確保と議会運営の公正、事務執行の適正の確保の観点から適当な額を定めることが必要であると考えており、具体的には、個人企業の年間売上高の全国平均の2割程度の水準である「300万円」とすることが適当と考えております。</p>	<p>無</p>

※その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。